

道連ニュース

2024年4月号 No.208

北海道生活協同組合連合会

〒003-0803 札幌市白石区菊水3条4丁目-3

こくみん共済coop北海道会館内

TEL 011-841-8601 FAX 011-841-8605

URL: <http://www.doren.coop>

網走四地区学校生活協同組合

第69回

通常総代会

3月に入っても真冬が続く非常に寒いなか、第69回総代会が3月7日(木)に行われました。

本年度の総代会は選出総代100名中出席総代30名と書面議決を合わせて合計85名となり、総代会成立の報告後議事に移りました。事業報告の中では、自主供給高が5,048万円(前年比103.5%)、幹旋供給高が1億4,738万円(前年比87.0%)、当期剰余金は△137万円と非常に厳しい決算の報告がありました。消費マインドが想像以上に冷え込んでいることを実感いたしております。決算を中心とした事業報告のほか、子法人の決算概況や次年度の事業計画などが審議され全ての事項が承認されました。年度末の御多忙にもかかわらず出席していただいた

総代、理事、監事そして来賓の皆様のご理解とご協力にあらためて感謝申し上げます。

政治不信、不安定な世界情勢など、暗い未来ばかり目を向けてしまいますが、AI技術の発展や、ややバブル気味ではあるものの株価が史上最高値になるなど明るい話題もあります。未来の変化を予測し、柔軟な営業戦略を展開するためには、組織全体での協力と情報共有、顧客との深いコミュニケーションを大切にすることが不可欠です。

人と人とのかわり合いが希薄になりつつある現代社会において、学校訪問を通じた対面販売は、網走四地区学校生活協同組合の強みであり、顧客との信頼関係を築く上で重要な手段です。

網走四地区学校生協の強みを活かした知恵を絞って、この難しい時代においても持続的な発展を目指して、組織一丸となって取り組んでいきます。

こども食堂北海道ネットワーク

こどもフェスティバルで輝くこども達！



厳寒の2月17日、釧路コーチャンフォー文化センター中ホール370席を満杯にして、こども食堂プレゼンツ「釧路こどもフェスティバル」が開催されました。日頃の練習成果を如何なく発揮した子供達の誇らしげな笑顔とやり切った感溢れる笑顔に、参加、観覧していた釧路市民の皆さんは惜しめない拍手で「感動を有難う」のメールを送っておりました。この素敵なイベントの開催計画は地元釧路のこども食堂運営団体が企画し、こども食堂北海道ネットワークと全国支援センターむすびえが共催し、様々な連携先様に発信し、釧路総合振興局様や釧路市社協様にも応援・後援を呼びかけて実現したイベントでした。舞台演出、スポンサー呼びかけ、子供達の昼食から入場者全員への「お弁当配布」、全てのイベント終了後の「こども食堂」開催等々、全ての実務は自らの力！で、そしてこども食堂間の強力な連携で事故もなく無事、やりきってくれました。まさに子供たちが真ん中にある時間を共有致しました。



この感動を翌日の「管内交流会」へ！

翌18日は釧路振興局様と共催した「管内交流会」が同文化センター内で17運営団体23名、10の行政・支援団体総勢17名、合計40名の参加で交流しました。管内にて活動するそれぞれの実情を共有しあい、管内全体でどんな連携を強めていくことが子供達の笑顔に繋がるのか？こんな事を工夫するだけでもっと有効に支援物資を共有できるのでは？等々、活発な交流会が開催されました。以上、2023年度内の特徴的な事例の一つを報告させて頂きましたが2024年度に向けては「こども食堂北海道ネットワーク」と「各地域」との連携が一層深まる「多様な活動」を指向し、益々の認知、理解度の向上にベクトルを向けて行かなければと決意を新たにしました。道連に参画される各団体様には益々のご支援と協同をお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

事務局長 松本 克博

LPガス問題に関する

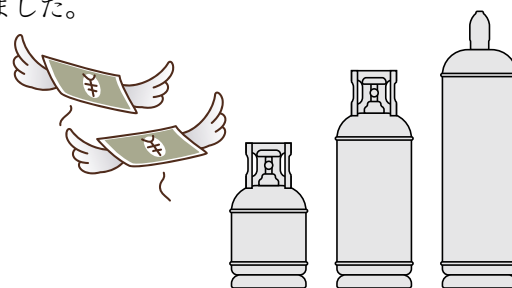
2本の **パブリックコメント** を出しました

北海道生協連は、3月8日資源エネルギー庁から発表のありました、液石法改正(案)と石油ガス流通ワーキンググループ(WG)中間とりまとめ(案)に対して、商慣行を是正し消費者の権利を守る視点で、意見書(パブリックコメント)を提出しましたので報告します。尚、意見書の全文は道連HPに掲載しましたのでご参照下さい。

LPガスは、国内世帯数の40%以上が利用している、生活に欠かせないエネルギーです。過疎化が進行し、都市ガスのインフラ整備に期待できない北海道では51%の世帯に普及し、災害時の活躍を含めて重要な家庭用エネルギーとなっています。

しかし、従前からLPガスについては、都市ガスに比べ料金が安い・料金システムが解りづらく説明もない・解約しようとしたら法外な違約金を請求された等の意見・苦情が寄せられていました。こうした状況を

解決すべく2017年2月に液石法の一部改正と取引適正化ガイドライン制定が実施され、LPガス料金の算定根拠を通知することや標準的な料金メニュー等の公表が打ち出され、LPガス料金の透明化・適正化が期待されました。しかし、罰則規定がなかったことも影響し新しいルールをLPガス事業者は守りませんでした。それどころかブローカーの横行もあって過大投資強要とその受け入れとその費用をLPガス料金に転嫁し消費者に負担させる構図は、より深刻な状況となっていました。



山 = 行政が動きました

一つは、昨年3月より、WGが再開され行政・業界・学識経験者・消費者が参画する協議が5回重ねられ商慣行是正と実効性確保の課題と進捗監視運営について論議されました。もう一つは、内閣府消費者委員会は本会議で、次期消費者基本計画見直しの一環としてL

Pガス問題を取り上げ、エネ庁・学識経験者・消費者の報告を聞き、WGの取組を評価し、エネ庁・国交省・消費者庁・公正取引委員会等の省庁間連携を関係省庁に要請しました。

こうした動きを反映した省令改正のポイント

省令改正のポイントは、①過大な営業行為の制限②三部料金制の徹底③LPガス料金等の情報提供が盛り込まれ、①と②には罰則規定も盛り込まれました。また、実効性確保の運営として「通報フォーム(エネ庁HPに匿名を含む告発システム)」と「取組宣言(商

慣行是正について)」が提起され、進捗管理と監視体制強化の運営の仕組みとして、公開モニタリング(WGの提起開催と地方懇談会の開催)が位置づけられ、行政・業界・学識経験者・消費者の参画・協議が提起され、実効性確保の可能性が出てきました。

パブリックコメントの特徴と今後の取組

基本評価は、悪しき商慣行是正に向けた第一歩がスタートしたとの評価です。問題点として一番は今回の改正は新規契約が対象で、既存契約者の改善見通しが示されていません。多くの既存契約者の不利益な状況は放置されます。不動産事業者関係者が関わる情報提供事項は努力義務で罰則規定は適用外となっています。尚、意見書の全文は道連HPに掲載しましたのでご参

照下さい。

今回の、省令改正は取組のゴールではなく、商慣行是正の実効性確保取組のスタートと考えています。引き続き、調査活動の継続と「学び・考え・行動」する消費者運動実現に向け、啓蒙活動に役立つリーフ作成と学習活動を推進します。ご協力をお願いいたします。